

【令和４年第３回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和４年６月８日 総務委員長 川島 雅裕

○「議案第８１号 令和４年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 家計急変世帯の判定基準について

一例として、ひとり親世帯では、中学生以下の子どもが１人の場合は月収が３０万４，１６６円以下、中学生以下の子どもが２人の場合は月収が３４万３，７５０円以下、ふたり親世帯では、中学生以下の子どもが１人の場合は月収が１７万１，４１６円以下、中学生以下の子どもが２人の場合は月収が２１万３，０８３円以下である場合に、家計急変世帯となる。

* 制度及び支給要件の周知の取組について

所管局からは、市ホームページ、ひとり親家庭応援メールマガジン等の活用のほか、保育所及び高等学校等の関係機関と連携して周知を図っていくと聞いている。

《意見》

* 川崎市男女共同参画センターが令和４年３月に実施した「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」によると、非正規雇用のシングルマザーのうち、個人年収が２００万円未満である方の割合は、全体の約４９％であることが示されている。こういった直近の実態を把握した上で、コロナ禍における食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を上乗せするなど、本市独自の支援の実施を検討してほしい。

* 市民が制度自体を把握していない場合、また、把握はしているが対象者であることを認識していない場合や、多忙等により手続の暇がない場合など、様々な状況が想定されるため、支給対象者の基準を分かりやすく示し、また、市民の手続を簡略化するなど、工夫して取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決